

別表十二（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成31年改正法附則第53条《新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第55条の2《新事業開拓事業者投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成31年改正法附則第70条《連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第68条の43の2《新事業開拓事業者投資損失準備金》

の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「積立限度額
(5) $\times \frac{50 \text{又は} 80}{100}$ 6 は、「特定新事業開拓投資
事業計画の認定を受けた日2」に記載された日が平成29年3月31日以前である場合には「50又は」を消し、その他の場合には「又は80」を消します。